

議会基本条例策定特別委員会

中間報告書

平成23年6月春日部市議会定例会

1. 特別委員会の開催状況

開催日	会議名	審議事項
H23.3.14	第11回特別委員会	・閉会中の特定事件について
H23.3.30 (閉会中)	第12回特別委員会	・(仮称)春日部市議会基本条例骨子案について「新たな取り組み事項に対する各会派の意見」
H23.4.12 (閉会中)	第13回特別委員会	・(仮称)春日部市議会基本条例骨子案について「新たな取り組み事項に対する協議」
H23.4.27 (閉会中)	第14回特別委員会	・(仮称)春日部市議会基本条例骨子案について「新たな取り組み事項に対する協議」
H23.5.18 (閉会中)	第15回特別委員会	・(仮称)春日部市議会基本条例骨子案について ・中間報告について(第11回~第15回)

2. 審議経過

(1) 第12回~第15回特別委員会

平成23年3月30日から5月18日までの期間に、第12回から第15回までの特別委員会(全4回)を開催し、(仮称)春日部市議会基本条例骨子案について、各委員から多くの意見や考え方が示され、次のとおりまとめました。

新たな取り組み事項に対する各会派の意見【第12回意見概要】

取り組み事項	想定される制度概要	取り組むことの要・不要	実施主体	ルール化の要否とルール検討主体	実施時期	予算措置の要・不要
政策形成	政策討論会 ある一定の政策的課題に対して、議会として自由討議を通じて意見集約を図り、政策提言をすることに結び付けるもの。	要：新政、公明、共産、春和、社民 不要：緑新 (時期尚早、自由討議が先)	委員会単位で：新政、公明、春和、社民 議員全体で：共産	実施する際は各派、議運で決定、新政	公布日から：新政	不要
	議決事項の追加 自治法96条1項に規定する限定列挙の15項目以外の事項を、議会の議決すべき事件として規定するもの。	要：新政、公明、共産、春和、社民 不要：なし	議会全体で：新政	全会派で一致したものを追加する：新政、公明	公布日から：新政	不要
	政策形成過程の情報提供 重要な政策形成に関する資料を、議会として執行部に資料提供を求めめるもの。	要：共産、緑新、春和 不要：新政、公明、社民	議会及び議員：緑新	ルール化必要：緑新、春和	公布日から：緑新	不要
	文書質問、回答 市政に関する質問を、執行部に対し文書により行い、文書で回答させるもの。	要：共産、緑新 保留：公明、春和 不要：新政、社民	議会及び議員：緑新	ルール化必要：緑新	公布日から：緑新	不要
外部意見聴取	専門的知見の活用 学識経験者やシンクタンク、その分野のNPO等を活用し、議会としての政策判断に役立てる。	要：新政、公明、共産、緑新、春和、社民 不要：なし				要 (謝礼・委託料)
	附属機関の設置 専門的知見や各界代表からなる協議機関を設置し、議長が諮問した命題に対して答申をする。	要：新政、公明、共産、春和 不要：緑新、社民				△
	市民等による議会改革検討組織 議員による議会改革検討会議での議論に対し、外部からの視点で評価検証し、意見を聴取するもの。	要：春和 保留：公明 不要：新政、共産、緑新、社民				△

新たな取り組み事項に対する各会派の意見【第12回意見概要】

取り組み事項	想定される制度概要	取り組みこと 要・不要	実施主体	ルール化の要否と ルール検討主体	実施時期	予算措置の 要・不要
議会報告会	議会が議決をした案件について、その審議経過と結果を市民に対して説明する報告会を開くもの。	要：新派、公明、共産、緑新、春和、社民 不要：なし	年1回決算時に実施：新派、公明、社民 地区別に：共産 年2回委員会別に：緑新 各定例会毎、地区別に：春和			要 (会場費等)
	出張委員会	付託案件について委員会を開催するにあたり、議会棟以外で委員会を開催し、一般に公開した中で審査を行う。	要：新派、公明、共産、緑新、春和 不要：なし	多数の傍聴が予想される委員会でも活用：緑新		要 (会場費等)
	広報広聴委員会の設置	委員会を設置し、議会としての市民意見の把握体制の充実と、議会報告としての議会だよりやHPの充実を図る。	要：新派、共産、緑新 保留：公明(議運で兼ねる)	議長への手紙等の新たな広聴制度：緑新		△ (取り組む内容により)
	すべての会議の公開	本会議はもとより、各委員会等の傍聴を原則可とし、また、それらの会議の会議録を一般に公開するもの。	要：新派、共産、緑新、春和 不要：公明、社民	各派は公開しない：新派 各派も公開する：緑新、春和		要 (データ化料金)
研修・視察結果の公表	委員会視察、会派視察等の視察について、視察報告書を作成し、ホームページ等で公開する。	要：新派、公明、共産、緑新、春和 不要：なし	広報広聴委員会で：新派	広報広聴委員会で検討：新派		不要
	自由討議	議員と執行部との質疑応答ではなく、議員同士の意見交換により、論点の明確化を図る手法。	委員会単位で：新、公、共、緑、春、社 不要：なし	委員協議会の方式で：新派		不要
	一問一答方式での質疑応答	1つの案件の質疑応答を繰り返しい、その案件が終わってから、次の案件の質疑応答を行う論議形式。	要：新派、公明、共産、緑新、春和、社民 不要：なし	総括質問との選択可： 新派、公明、春和 質問者持ち時間方式で：新派	試行で導入： 共産、緑新、春和	不要
	反問権を与える	質問議員に対し、質問の趣旨を確認したり、議員が考える根拠や実効性について、執行部側が問うもの。	要：新派、公明、緑新、春和、社民 不要：なし	本会議にて：新派		不要
議会改革検討会議の設置	本特別委員会最終後も引き続き議会改革について検討していく組織として議会内に設置するもの。	要：新派、公明、共産、緑新、春和、社民 不要：なし	議長諮問により 随時設置：新派 常設会議とする： 緑新、春和			不要

新たな取り組み事項に対する協議結果（骨子規定順）【第13回、第14回】

取り組み事項 骨子案規定箇所	想定される制度概要	取り組むこと の要・不要	実施主体	ルール化の要 否とルール 検討主体	実施時期	予算措置の 要・不要
議員の活動原則、機能	自由討議 第2-2-(1)	必要	各委員会単位で	実施ルールの原案を本特別委員会 で検討	条例施行以降、議論に努める	不要
	専門的知見の活用 第2-3-(1)	必要	調査委託等は議会として 講演等は委員会単位で	実施ルールの原案を本特別委員会 で検討	条例施行以降、活用 に努める	要 (謝礼・委託料)
	研修・視察結果の公表 第2-3-(2)-(3)	必要	広報広聴委員会	実施ルールの原案を本特別委員会 で検討	条例施行以降、公表 しなければならない	不要
	附属機関の設置 第2-3-(4)	必要	市議会として	設置目的等の原案を本特別委員会 で検討	条例施行以降、設置 することができる	△
市民との関わり	政策討論会 第2-4	必要	各委員会単位で 重要案件は議会として	実施ルールの原案を本特別委員会 で検討	条例施行以降、行う ことができる	不要
	出張委員会 第2-5-(3)	必要	各委員会単位で	実施ルールの原案を本特別委員会 で検討	条例施行以降、行う ことができる	要 (会場費等)
	すべての会議等の公開 第3-1-(1)	必要	市議会として	公開する対象の原案等を本特別委員会 で検討	条例施行以降、公開 することとする	要 (データ化料金)
	議会報告会 第3-1-(2)	必要	市議会として	実施ルールの原案を本特別委員会 で検討	条例施行以降、開催 するものとする	要 (会場費等)
議会と行政の関わり	広報広聴委員会の設置 第3-1-(3)	必要	広報広聴委員会	設置目的等の原案を本特別委員会 で検討	条例施行以降、設置 する	△ (取り組む内容 により)
	一問一答方式での質疑応答 第4-1-(1)	必要	市議会として	実施ルールの原案を本特別委員会 で検討	条例施行以前に、試 行導入する	不要
	反問権を与える 第4-1-(2)	必要	市議会として	実施ルールの原案を本特別委員会 で検討	条例施行以降、反問 することができる	不要
	議決事項の追加 第4-2-(1)(2)	必要	市議会として	追加する手続きの原案を本特別委員会 で検討	条例施行以降、追加 することができる	不要
議会改革	政策形成過程の情報提供	現段階では 規定しない				不要
	文書質問、回答	現段階では 規定しない				不要
議会改革	議会改革検討会議の設置 第5-1-(1)(2)	必要	議長発議で、 任期中常設会議	設置目的等の原案を本特別委員会 で検討	条例施行以降、設置 するものとする	不要
	市民等による議会改革検討組織	現段階では 規定しない				△

前文

未定稿

第1 総則

1 目的

この条例は、二元代表制のもと、議会及び議員のあり方等に関する基本的事項を定め、市民に開かれた議会を実現し、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを目的とする。

2 最高規範性

(1) この条例は、議会における最高規範であり、議会は、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

(2) 議会及び議員は、この条例の趣旨を十分に尊重して議会の運営しなければならない。

3 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住し、通勤し、通学し、又は活動する個人及び団体をいう。

(2) 市長等 市長及びその他の執行機関の長職員をいう。

(3) 委員会 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。

(4) 会議等 本会議、委員会、及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場地方自治法第100条第12項に規定により会議規則で指定した会議をいう。

第2 議会及び議員の活動原則・機能強化

1 議会の活動原則

議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 市長等の事務執行について、監視及び評価を行うこと。

(2) 提出された議案の審議・審査を行うほか、政策立案及び政策提言を積極的に行うこと。

- (3) 議会活動における市民への説明責任を果たすため、積極的な情報公開に取り組み、市民にわかりやすい開かれた議会運営に努めること。
- (4) 地方分権の進展に対応するため、議会活性化の取組みを積極的、継続的に行うこと。

2 議員の活動原則

議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議機関であることを十分に認識し、議員間での自由討議により、議論を尽くすよう努めること。
- (2) 独自の調査研究及び研修を通じて市民意見の聴取に努めること。
- (3) 議員は、議会活動を通じて、自らの資質向上に努めること。
- (4) 議会の構成員として、市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握し、一部団体及び地域の代表としてではなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

3 議会の機能強化

- (1) 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定に基づき、専門的知見の積極的な活用に努めるものとする。
- (2) 議会は、政策立案に資するため、必要な研修及び視察を行うことができるものとする。
- (3) 議会は、前項による研修及び視察を行ったときは、その結果を市民に公表しなければならない。
- (4) 議会は、審査、諮問及び調査のために必要と認めるときは、附属機関を設置することができる。

4 政策討論会

議会は、議員間の共通認識を醸成するため、政策討論会を行うことができる。

5 委員会の活動

- (1) 委員会は、その所管に属する市政の課題について、提出された議案の審議・審査、所管事項の調査及び政策提案を行うものとする。
- (2) 委員会は、その意思決定にあたり、市民意見の聴取に努めるとともに、委員間の十分な討議を行うものとする。
- (3) 委員会は、必要があると認めるときには、提出された議案等の審査経過等を説明するとともに、市民との情報共有及び市民意見の聴取のための場として、出張委員会を開催することができる。

(4) 委員会は、公聴会、参考人制度の積極的な活用に努めるものとする。

6 会派

(1) 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした共通の理念をもつ集団としての会派を結成することができる。

(2) 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等について積極的に調査研究を行い、合意形成に努めるものとする。

(3) 会派は議会活動について、市民に対し十分な説明を行うよう努めなければならない。

第3 市民と議会の関係

1 市民参加（情報公開の推進、議会報告会等）

(1) 議会は、原則として、本条例第3条に規定するすべての会議等を公開することとする。

(2) 議会は、市民の多様な意見を把握し、意思決定に反映させるために、市民への報告の場として、議会報告会を開催するものとする。

(3) 議会は、市民の知る権利を保障し、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう広報広聴委員会を設置する。

第4 議会と行政の関係

1 議会・議員と市長等の関係

議会審議における議会・議員と市長等の関係は、緊張関係の保持に努め、次に掲げるとおりとする。

(1) 会議において、議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。

(2) 会議において、市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。

(3) 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等について、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

2 議決事項の追加（議決事件の審議の充実と拡大等）

(1) 議会は、法第96条第2項の規定に基づき、必要な事項を議決事項として追加することができる。

(2) 議会は、前項の規定により議決事項を追加する場合は、その理由及び根拠を明

確にしなければならない。

~~3 資料提供及び文書質問~~

~~(1) 議会は、政策形成過程における透明性を確保するため、市長等に対し、必要な情報提供を求めることができるものとする。~~

~~(2) 議会は、議長を通して市長等に対し文書による質問を行うことができる。~~

~~(3) 市長等は、前項の規定による文書質問に対して、文書により回答しなければならない。~~

第5 議会改革の更なる推進

1 議会改革

(1) 議会は、地方分権の進展及び市民からの多様な要請等に対応するため、自らの改革に不断に取り組むものとする。

(2) 議会は、前項に規定する取組みを行うため、地方自治法第100条第12項の規定に基づく議員で構成する検討組織を設置するものとする。

~~(3) 議会は、第1項に規定する取組みを行うため、必要があると認めるときは、市民等で構成される検討組織を設置することができる。~~

2 議員定数、議員報酬

(1) 議員定数は、市民の意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うことを基本とし、別に条例で定める。

(2) 議員報酬は、市民の負託に応える議会活動を保障することを基本とし、別に条例で定める。

第6 議会事務局の体制整備等

1 議会事務局

議会は、議員の政策形成及び立案能力を向上させ、議会活動の充実を図るため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 議会図書室

議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書及び資料等の充実に努めるものとする。

第7 補則

1 見直し手続き等

議会は、この条例の施行後、社会情勢の変化や市民の意見等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を行い、その結果に基づいて適切な措置を講じるものとする。

2 委任

この条例の施行に際し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日（又は平成 年 月 日）から施行する。